２文科教第 1152 号
令和３年３月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法
第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学の長
各公私立短期大学の長
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
殿

文部科学省総合教育政策局長
義　本　博　司
（公印省略）

文部科学省初等中等教育局長
瀧　本　　寛
（公印省略）

文部科学省高等教育局長
伯　井　美　徳
（公印省略）

令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（通知）

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和２年６月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）及び「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年12月25日閣議決定）において，令和３年４月から，若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である４月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため，平成29年から毎年４月に実施してきた「ＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」等被害防止月間」を発展的に継承し，別添の実施要綱により令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては，この期間における取組がより一層広がり，有意義なものとなり

ますよう，本通知の内容及び啓発資料について周知いただくとともに，性暴力被害の予防に向けた積極的な取組をよろしくお願いします。

特に，性犯罪・性被害に児童生徒及び学生が直面した際，当該児童生徒及び学生に対して相談窓口等の情報を提供いただくことをはじめとして，被害を受けた児童生徒及び学生に親身に寄り添い，安心して学業に取り組める環境を提供いただくよう御配慮をお願いします。

このことについて，各都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては，所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して，各都道府県知事におかれては，所轄の私立学校に対して，各国公立大学・各公立短期大学の長におかれては，学内及び附属学校に対して，構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては，所轄の学校に対して，厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。

別添１：令和３年３月５日付内閣府男女共同参画局長通知「令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」
別添２：令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱
別添３：令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」啓発リーフレット

（担当）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
柴田，吉永
電話：03-5253-4111（内線：3073）
Mail：danjo@mext.go.jp

別添１

府共第１０６号
令和３年３月５日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議
御担当者　殿

内閣府男女共同参画局長
（公印省略）

令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和２年６月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）及び「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）において、令和３年４月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である４月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、平成 29 年から毎年４月に実施してきた「ＡＶ出演強要・『ＪＫビジネス』等被害防止月間」を発展的に継承し、別添の実施要綱により令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

（本件照会先）
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
田中、城谷、福井
TEL：03-5253-2111（内 37552,37555）
Mail：i.danjo-e-vaw@cao.go.jp

別添２

令和３年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

令 和 ３ 年 ３ 月 ５ 日

内閣府特命担当大臣決定

１　趣旨

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

政府は、令和２年６月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和２年６月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を取りまとめ、令和３年４月から、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である４月を、「若年層の性暴力被害予防のための月間」とすることとした。

このため、平成２９年から毎年４月に実施してきた「ＡＶ出演強要・『ＪＫビジネス』等被害防止月間」を発展的に継承し、これまでのＡＶ出演強要やＪＫビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、ＳＮＳ利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

４月は進学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である。期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものである。

２　期間

令和３年４月１日（木）から４月30日（金）の１か月間

３　実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

４　協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等

５　重点事項

以下の事項の重要性について重点的に普及啓発を図る。

（１）ポスターやリーフレットを積極的に活用するなどにより、ＡＶ出演強要、ＪＫビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、ＳＮＳ利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等の若年層に対する性犯罪・性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。

（２）性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、性暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

６　主な実施事項

本被害防止月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

その際、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、令和２年度から４年度までの３年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、性犯罪・性暴力の根絶に向けて社会の意識を醸成することが大切とされていることから、広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

（１）ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用した広報活動を、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。

（２）講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。

（３）被害者相談活動の一層の充実を図る。

別添３

【拡散希望】

性暴力をなくそう。

10代20代に対する
性暴力の手口が巧妙になっています。
同意のない性的行為の強要は、
いかなる理由・関係性であっても
すべて性暴力です。

性暴力に関する情報をみんなで共有して、
社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

#NEVER FORGIVE 性暴力

NEVER FORGIVE 性暴力

4月は
「若年層の性暴力被害予防月間」

性犯罪・性暴力でお悩みの方へ

あなたの不安に寄り添いながら支援をする
公的な相談窓口があります。

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター（内閣府）
#8891（はやくワンストップ）

性犯罪被害相談電話
（警察）
#8103（ハートさん）

相談のことなど詳しくは
性暴力をなくそう 🔍

内閣府 / 警察庁 / 消費者庁 / 総務省 / 法務省 / 文部科学省 / 厚生労働省

性犯罪・性暴力でお悩みの方へ

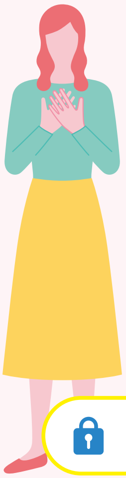

あなたの不安に寄り添いながら支援をする、公的な相談窓口があります。

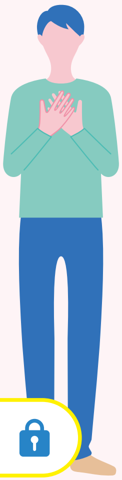

AV出演強要　JKビジネス　レイプドラッグ

酔わせて性的行為を強要　SNSを利用した性被害　セクシュアルハラスメント　痴　漢

＊同意のない性的な行為の強要はすべて性暴力です＊

プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

性犯罪・性暴力被害 相談窓口

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）

性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を行う公的な支援窓口です。（各センターによって支援内容は異なります）

全国共通番号 #8891（はやくワンストップ）　最寄りのワンストップ支援センターにつながります

受付時間など、詳細は下記のページをご覧ください。

ワンストップ支援センター（検索）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

性犯罪被害相談電話（警察）

性犯罪・性暴力被害等の相談に応じる警察の窓口です。

全国共通番号 #8103（ハートさん）　発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります

【土日・祝日及び執務時間外】当直で対応します。

「AV出演強要」「JKビジネス」に関するトラブル

若年層を対象とした性的な暴力の啓発（内閣府）

「AV出演強要」や「JKビジネス」の被害、相談窓口を紹介しています。

詳細は下記のページをご覧ください。

性的な暴力の啓発（検索）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

警察相談専用電話（警察）

犯罪被害の未然防止に関する相談等、各種相談に応じる警察の窓口です。

全国共通番号 #9110　発信場所を管轄する都道府県警察本部の総合窓口につながります（最寄りの警察署でも対応します）

【土日・祝日及び執務時間外】
24時間受付体制の一部県警を除き、当直または音声案内で対応します。

性的画像を含むインターネット上の問題

女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局）

女性をめぐる様々な人権問題についての相談窓口です。性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報についても相談に応じており、削除依頼の方法などの助言に加え、事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。

0570-070-810（ゼロナナゼロ の ハートライン）　最寄りの法務局・地方法務局につながります

【平日】午前8時30分～午後5時15分

違法・有害情報相談センター

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについて、アドバイスします。

https://www.ihaho.jp
【WEBフォームにて24時間受付しています】

職場におけるセクシュアルハラスメント

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

職場で受けたセクシュアルハラスメントについては、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

犯罪被害者支援

日本司法支援センター（法テラス）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や相談窓口を紹介します。

［ 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル ］
0570-079714　IP電話からは 03-6745-5601

【平日】午前9時～午後9時　【土曜日】午前9時～午後5時

※メールによるお問合せは、法テラスホームページで24時間受付中。